

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年8月9日提出
【計算期間】	第12期（自 令和4年11月11日 至 令和5年5月10日）
【ファンド名】	PayPay投信バランスライト
【発行者名】	PayPayアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【事務連絡者氏名】	小林 淳二
【連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【電話番号】	03-6275-0936
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（日本含む）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式、債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。資産配分固定型とは、目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「年2回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「グローバル（日本含む）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
 - ・「為替ヘッジあり」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産の為替ヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。
- ※当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

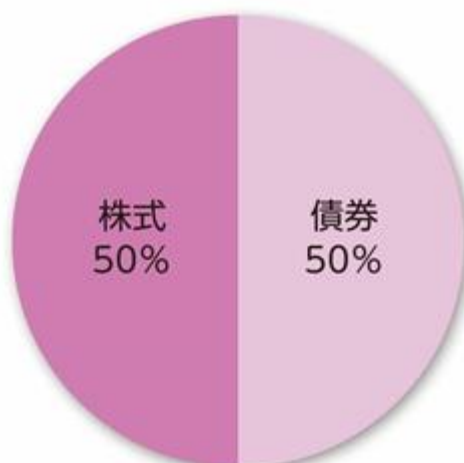
a. 世界各国の株式、債券に投資を行ないます。

◇主として、インデックス型の投資信託証券に投資を行ない、実質的に世界各国の株式、債券に投資を行ないます。資産配分は、信託財産の純資産総額に対し株式50%、債券50%を目安とします。

なお、債券については、米ドル建てを除く世界の債券、米国の債券に投資を行ないます。

◇投資信託証券の選定等は、運用実績（インデックスのパフォーマンスの安定性や投資信託証券のインデックスへの連動性等をいいます。以下、「ファンドの特色」において同じ。）等を勘案した上で行ないます。

＜資産配分の目安＞



※資産配分の目安は今後変更となる場合があります。

※インデックス型の投資信託証券とは、各種指数（インデックス）に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、当ファンドにおいては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

◇外貨建資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替予約取引等を用いて為替ヘッジを行ないます。ただし、為替ヘッジのため売建てた通貨と投資信託証券を通じて実質的に組入れる資産の通貨が異なる場合等は、為替相場の変動の影響を受けることとなります。

※上記は2023年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組みについては、（３）「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

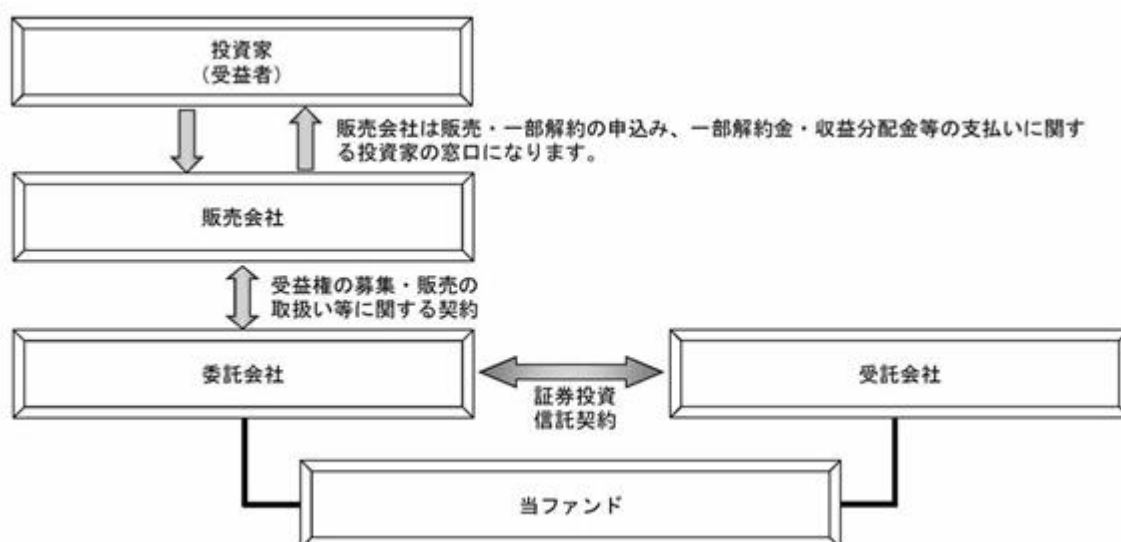
（２）【ファンドの沿革】

2017年4月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2021年2月3日 ファンドの名称を「Yjamライト！」から「PayPay投信バランスライト」へ変更

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



委託会社：PayPayアセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社：
当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とする投資信託をいいます。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券に投資を行ないます。



③ 委託会社等の概況（2023年6月末日現在）

a. 資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b. 委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	59,159株	50.1%
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	58,925株	49.9%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいいます。）に投資を行ないます。

②投資態度

・主として、インデックス型の投資信託証券[※]への投資を通じて、実質的に世界各国の株式、債券に投資を行ないます。

※インデックス型の投資信託証券とは、各種指数に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、この投資信託においては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

・運用実績等を勘案した上で投資信託証券の選定等を行ないます。

・投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「投資態度」の投資対象として定める投資信託証券は、以下の通りです。

iShares MSCI グローバルミニマムボラティリティファクター・ETF

バンガード・トータルインターナショナルボンド・ETF

バンガード・トータルボンドマーケット・ETF

（２）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形(金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。)

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

◆当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は、以下の通りです。

各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

また、同一銘柄の投資信託証券（一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しない投資信託証券は除きます。）について、信託財産の純資産総額の10%を超えて投資する場合があります。

名称	iShares MSCI グローバルミニマムボラティリティ ファクター・ETF (iShares MSCI Global Min Vol Factor ETF)
発行国	米国
運用の基本方針	世界各国の企業の株式への投資を通じて、MSCI All Country Worldミニマムボラティリティインデックス (MSCI ACWI Minimum Volatility (USD) Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.2%程度
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

名称	バンガード・トータルインターナショナルボンド・ETF (Vanguard Total International Bond ETF)
発行国	米国
運用の基本方針	米ドル建てを除く世界の国債、政府機関債、社債等への投資を通じて、ブルームバーグ・グローバルアグリゲイト（米ドル建てを除く）・フロートアジャステッドインデックス（米ドルヘッジ）（Bloomberg Global Aggregate ex-USD Float Adjusted RIC Capped Index (USD Hedged)）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米ドル建てを除く世界の国債、政府機関債、社債等を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.07%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

名称	バンガード・トータルボンドマーケット・ETF (Vanguard Total Bond Market ETF)
発行国	米国
運用の基本方針	米国の国債、社債、資産担保証券等への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S.アグリゲイト・フロートアジャステッドインデックス（Bloomberg U.S. Aggregate Float Adjusted Index）に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	米国の国債、社債、資産担保証券等を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.03%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	J.P.モルガン・チェース銀行

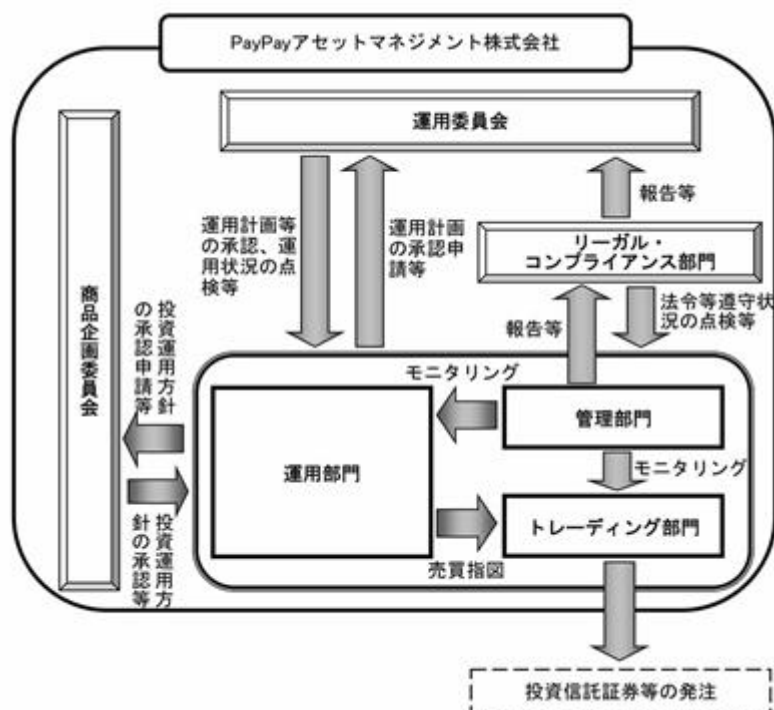
※運用会社について

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズが属するブラックロック（ブラックロック・インクおよびグループ会社の総称です。）は、9.09兆米ドル（2023年3月末日現在）の運用資産額を有する世界最大の独立系資産運用グループです。

ザ・バンガード・グループ・インクは、7.7兆米ドル（2023年4月末日現在）の運用資産額を有する世界最大級の資産運用会社です。

（３）【運用体制】

- ◆委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。
 - ◆トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。
 - ◆リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。
- なお、リーガル・コンプライアンス部門は２名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等４～１０名程度で構成されています。



- ◆委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。
- ◆委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

※上記は2023年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年２回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎年５月10日、11月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**① 投資信託証券への投資割合（信託約款）**

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資割合（信託約款）

株式への直接投資は行ないません。

③ 外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブの使用（信託約款）

デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

1. 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

2. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないこととし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

2. 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧ 外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑨ 資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ⑩ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- 投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。
- ⑪ 流動性リスク管理態勢の整備（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- 投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドの運用により信託財産に生じた利益および損失は、受益者に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 金利変動（公社債等の価格変動）リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。また、資産担保証券の価格は、元本の一部の期限前償還の影響等を受け変動することがあります。資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利低下局面では低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前返済の増加に伴い、資産担保証券の元本の一部の期限前償還も増加することが考えられます。

③ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

④ 信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

⑤ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

⑥ 為替リスク

当ファンドにおいては、外貨建資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替予約取引等を用いて為替ヘッジを行ないませんが、想定したほどヘッジ効果があがらない場合があり、基準価額に影響を及ぼすことがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額に影響を及ぼす場合があります。

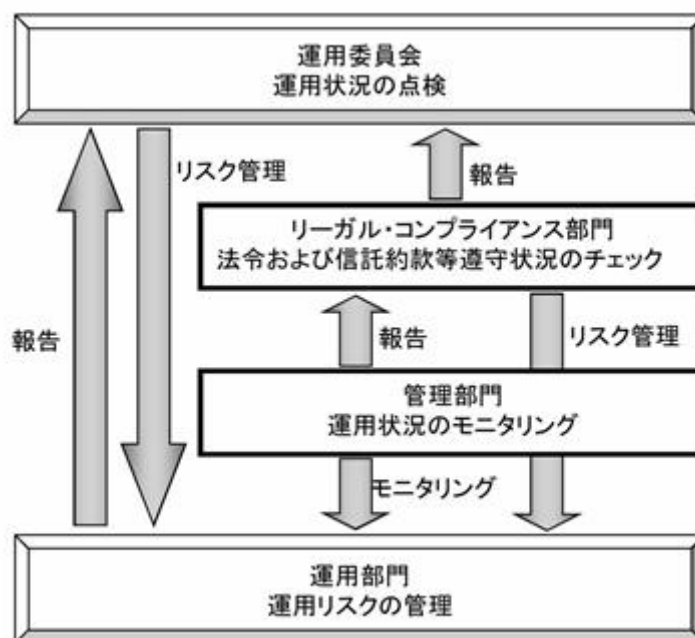
⑦ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

- ⑨ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制



- ① 信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。
- ② リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。
- ③ これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。
- ④ 流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

※上記は2023年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

2. 投資リスク

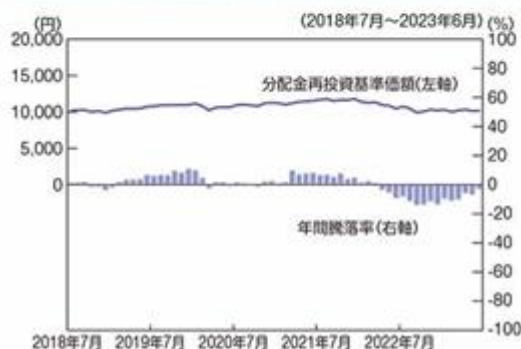
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

① 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

② 税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■	
PayPayアセットマネジメント株式会社	
照会ダイヤル：Tel 0120－580446	
＜受付時間＞営業日の午前９時～午後５時	
ホームページ [https://www.paypay-am.co.jp]	

※申込手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.539%（税抜年0.49%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次の通りです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.21%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.25%

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

上記以外にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても運用管理費用（信託報酬）等がかかります。信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等（概算）を加えた実質的な信託報酬率（概算）は年0.664%程度（税込）になります。実質的な信託報酬率は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

（４）【その他の手数料等】**①その他の費用**

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ)信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ)有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ)目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ)運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ)信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ)この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト)投資信託財産の監査に係る費用

(チ)この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

③上記②の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜ファンドが投資対象とする投資信託証券において負担する費用・手数料等＞

各投資信託証券の投資対象等に応じて、監査に係る費用、法律顧問等に対する報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、事務処理に要する諸費用、資産の保管等に要する費用等を負担する場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、複数支店で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

c. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象であり、

2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2023年6月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	813,068,745	50.68
投資信託受益証券	アメリカ	802,900,062	50.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△11,645,367	△0.73
合計（純資産総額）	—	1,604,323,440	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資証券	iShares MSCIグローバルミニマムボラティリティファクター・ETF	57,610	14,500.45	835,370,919	14,113.33	813,068,745	50.68
2	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルインターナショナルボンド・ETF	56,823	7,062.46	401,310,329	7,076.96	402,134,206	25.07
3	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルボンドマーケット・ETF	38,157	10,637.92	405,910,972	10,503.08	400,765,856	24.98

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	50.68
投資信託受益証券	50.05
合計	100.73

②【投資不動産物件】

該当事項はございません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2023年６月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１計算期間末	(2017年11月10日)	964	964	1.0174	1.0174
第２計算期間末	(2018年５月10日)	1,360	1,360	1.0046	1.0046
第３計算期間末	(2018年11月12日)	1,533	1,533	1.0103	1.0103
第４計算期間末	(2019年５月10日)	1,428	1,428	1.0415	1.0415
第５計算期間末	(2019年11月11日)	1,698	1,698	1.0854	1.0854
第６計算期間末	(2020年５月11日)	1,860	1,860	1.0522	1.0522
第７計算期間末	(2020年11月10日)	1,990	1,990	1.1093	1.1093
第８計算期間末	(2021年５月10日)	1,763	1,763	1.1466	1.1466
第９計算期間末	(2021年11月10日)	1,778	1,778	1.1733	1.1733
第10計算期間末	(2022年５月10日)	1,619	1,619	1.0642	1.0642
第11計算期間末	(2022年11月10日)	1,575	1,575	1.0003	1.0003
第12計算期間末	(2023年５月10日)	1,652	1,652	1.0355	1.0355
2022年６月末日		1,622	—	1.0463	—
７月末日		1,670	—	1.0738	—
８月末日		1,627	—	1.0455	—
９月末日		1,549	—	0.9904	—
10月末日		1,585	—	1.0070	—
11月末日		1,633	—	1.0317	—
12月末日		1,616	—	1.0203	—
2023年１月末日		1,647	—	1.0293	—
２月末日		1,579	—	1.0019	—
３月末日		1,622	—	1.0205	—
４月末日		1,650	—	1.0326	—
５月末日		1,622	—	1.0130	—
６月末日		1,604	—	1.0167	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第１期	0.0000
第２期	0.0000
第３期	0.0000
第４期	0.0000
第５期	0.0000
第６期	0.0000
第７期	0.0000
第８期	0.0000
第９期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	1.7
第2期	△1.3
第3期	0.6
第4期	3.1
第5期	4.2
第6期	△3.1
第7期	5.4
第8期	3.4
第9期	2.3
第10期	△9.3
第11期	△6.0
第12期	3.5

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期	981,251,784	33,450,058	947,801,726
第2期	634,506,754	228,401,353	1,353,907,127
第3期	434,865,139	271,006,345	1,517,765,921
第4期	216,842,623	362,952,005	1,371,656,539
第5期	563,329,257	370,032,327	1,564,953,469
第6期	465,890,571	263,089,601	1,767,754,439
第7期	296,668,584	269,916,421	1,794,506,602
第8期	239,730,777	495,905,991	1,538,331,388
第9期	247,177,494	269,502,185	1,516,006,697
第10期	174,474,474	168,511,663	1,521,969,508
第11期	152,998,641	99,517,808	1,575,450,341
第12期	140,234,388	120,392,831	1,595,291,898

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3. 運用実績

データは2023年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第8期(2021年5月10日)	0円
第9期(2021年11月10日)	0円
第10期(2022年5月10日)	0円
第11期(2022年11月10日)	0円
第12期(2023年5月10日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	10,167円
純資産総額	1,604百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資証券	50.7
投資信託受益証券	50.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△0.7
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	iShares MSCIグローバルミニムボラリティアクターETF	アメリカ	50.7
2	バンガード・ータルインターナショナルボンドETF	アメリカ	25.1
3	バンガード・ータルボンドマーケットETF	アメリカ	25.0
4	—	—	—
5	—	—	—
6	—	—	—
7	—	—	—
8	—	—	—
9	—	—	—
10	—	—	—

※比率は、純資産総額に対する割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2017年は設定日(2017年4月28日)から年末までの騰落率、2023年は2023年6月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

※ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

- (6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- ② 投資信託証券の評価は、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日（親投資信託は、原則として基準価額計算日）の基準価額で評価します。海外の取引所に上場されている投資信託証券については、原則として当該取引所における基準価額計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 ① 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

- ① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで、11月11日から翌年5月10日までとします。
- ② 上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から平成29年11月10日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
 6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 2. 委託会社は、上記1. の事項（上記1. の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
 6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1. から7. までの規定にしたがいます。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するた

め、上記①に規定する信託契約の解約または上記②に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.paypay-am.co.jp>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きま

す。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要 (5) ③」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

PayPay投信バランスライト

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（自令和4年11月11日 至令和5年5月10日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【PayPay投信バランスライト】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (令和4年11月10日現在)	第12期 (令和5年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,252,747	3,123,813
コール・ローン	23,896,271	36,858,493
投資信託受益証券	771,413,991	803,218,806
投資証券	797,481,273	838,148,956
流動資産合計	1,596,044,282	1,681,350,068
資産合計	1,596,044,282	1,681,350,068
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,844,954	22,378,572
未払解約金	3,829,008	1,577,169
未払受託者報酬	268,340	265,642
未払委託者報酬	4,114,372	4,073,046
未払利息	45	70
その他未払費用	1,016,523	1,054,788
流動負債合計	20,073,242	29,349,287
負債合計	20,073,242	29,349,287
純資産の部		
元本等		
元本	1,575,450,341	1,595,291,898
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	520,699	56,708,883
元本等合計	1,575,971,040	1,652,000,781
純資産合計	1,575,971,040	1,652,000,781
負債純資産合計	1,596,044,282	1,681,350,068

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 (自 令和4年5月11日 至 令和4年11月10日)	第12期 (自 令和4年11月11日 至 令和5年5月10日)
営業収益		
受取配当金	14,457,757	18,825,065
受取利息	1,252	14,137
有価証券売買等損益	△93,592,460	84,115,119
為替差損益	△14,244,041	△41,234,362
営業収益合計	△93,377,492	61,719,959
営業費用		
支払利息	8,541	7,573
受託者報酬	268,340	265,642
委託者報酬	4,114,372	4,073,046
その他費用	1,310,456	1,312,814
営業費用合計	5,701,709	5,659,075
営業利益又は営業損失（△）	△99,079,201	56,060,884
経常利益又は経常損失（△）	△99,079,201	56,060,884
当期純利益又は当期純損失（△）	△99,079,201	56,060,884
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,387,507	3,176,749
期首剰余金又は期首欠損金（△）	97,761,774	520,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,790,703	3,476,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,790,703	3,476,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,340,084	172,465
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,340,084	172,465
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	520,699	56,708,883

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を、投資信託受益証券の分配落ち日において、当該収益分配金を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 (令和4年11月10日現在)	第12期 (令和5年5月10日現在)
1. 当該計算期間末日における受益権の総数	1,575,450,341口	1,595,291,898口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0003円 (10,003円)	1.0355円 (10,355円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第11期 （自 令和4年5月11日 至 令和4年11月10日）	第12期 （自 令和4年11月11日 至 令和5年5月10日）
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,370,130円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（138,210,892円）及び分配準備積立金（143,103,386円）より、分配対象収益は289,684,408円（10,000口当たり1,838.72円）ですが、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしていません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,450,962円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（153,704,175円）及び分配準備積立金（140,377,390円）より、分配対象収益は310,532,527円（10,000口当たり1,946.54円）ですが、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしていません。
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第11期 （自 令和4年5月11日 至 令和4年11月10日）	第12期 （自 令和4年11月11日 至 令和5年5月10日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券及び投資証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。 なお、当ファンドは主に為替変動リスクを回避すること等を目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券及び投資証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。 なお、当ファンドは主に為替変動リスクを回避すること等を目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

第11期 (令和4年11月10日現在)	第12期 (令和5年5月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券及び投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券及び投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期 (令和4年11月10日現在)	第12期 (令和5年5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△49,987,264	22,370,196
投資証券	△38,521,086	59,083,593
合計	△88,508,350	81,453,789

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第11期 (令和4年11月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,512,927,763	—	1,523,772,717	△10,844,954
	米ドル	1,512,927,763	—	1,523,772,717	△10,844,954
合計		1,512,927,763	—	1,523,772,717	△10,844,954

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

- ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

2. ヘッジ会計が適用されているものはありません。

区分	種類	第12期 (令和5年5月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,566,488,268	—	1,588,866,840	△22,378,572
	米ドル	1,566,488,268	—	1,588,866,840	△22,378,572
合計		1,566,488,268	—	1,588,866,840	△22,378,572

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

2. ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第11期 (自 令和4年5月11日 至 令和4年11月10日)		第12期 (自 令和4年11月11日 至 令和5年5月10日)	
期首元本額	1,521,969,508円	期首元本額	1,575,450,341円
期中追加設定元本額	152,998,641円	期中追加設定元本額	140,234,388円
期中一部解約元本額	99,517,808円	期中一部解約元本額	120,392,831円

（４）【附属明細表】**第１．有価証券明細表****①株式**

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額 (口)	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	Vanguard Total International Bond ETF	61,223	2,982,172.33	
		Vanguard Total Bond Market ETF	40,357	2,960,993.09	
	米ドル 小計		101,580	5,943,165.42 (803,218,806)	
投資信託受益証券 合計			—	803,218,806 (803,218,806)	
投資証券	米ドル	iShares MSCI Global Min Vol Factor ETF	62,010	6,201,620.10	
	米ドル 小計		62,010	6,201,620.10 (838,148,956)	
投資証券 合計			—	838,148,956 (838,148,956)	
合計			—	1,641,367,762 (1,641,367,762)	

(注)有価証券明細表注記

1. 通貨毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率（注1）	組入投資証券時価 比率（注2）	有価証券の合計金 額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	48.6%	—	100.0%
	投資証券 1銘柄	—	50.7%	

(注1) 組入投資信託受益証券時価比率は、通貨毎の組入投資信託受益証券の純資産に対する比率であります。

(注2) 組入投資証券時価比率は、通貨毎の組入投資証券の純資産に対する比率であります。

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）に記載したとおりであります。

第４．不動産等明細表

該当事項はありません。

第５．商品明細表

該当事項はありません。

第６．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７．再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第８．公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第10. 借入金明細表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年6月30日現在

I 資産総額	1,673,985,837 円
II 負債総額	69,662,397 円
III 純資産総額（I－II）	1,604,323,440 円
IV 発行済数量	1,577,908,614 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0167 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年6月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は500,000株であり、発行済株式総数は118,084株です。

最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

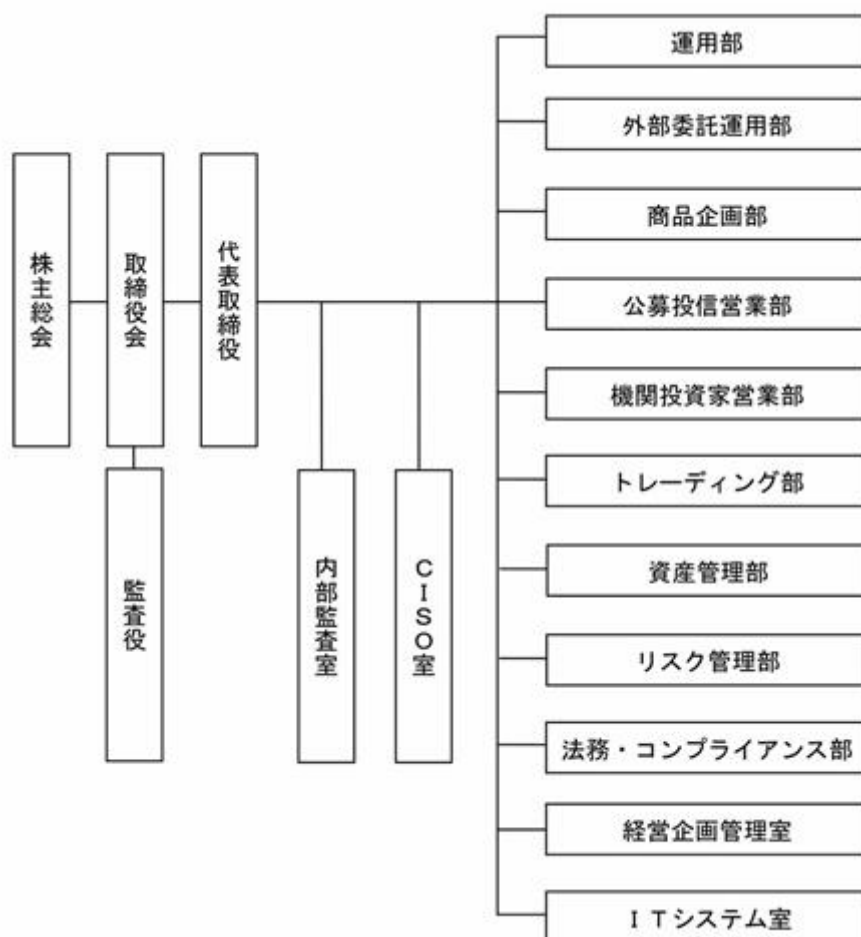
2022年5月30日 資本金 145百万円に増資

2022年8月5日 資本金 500百万円に増資

2023年3月20日 資本金 95百万円に減資

(2) 会社の機構

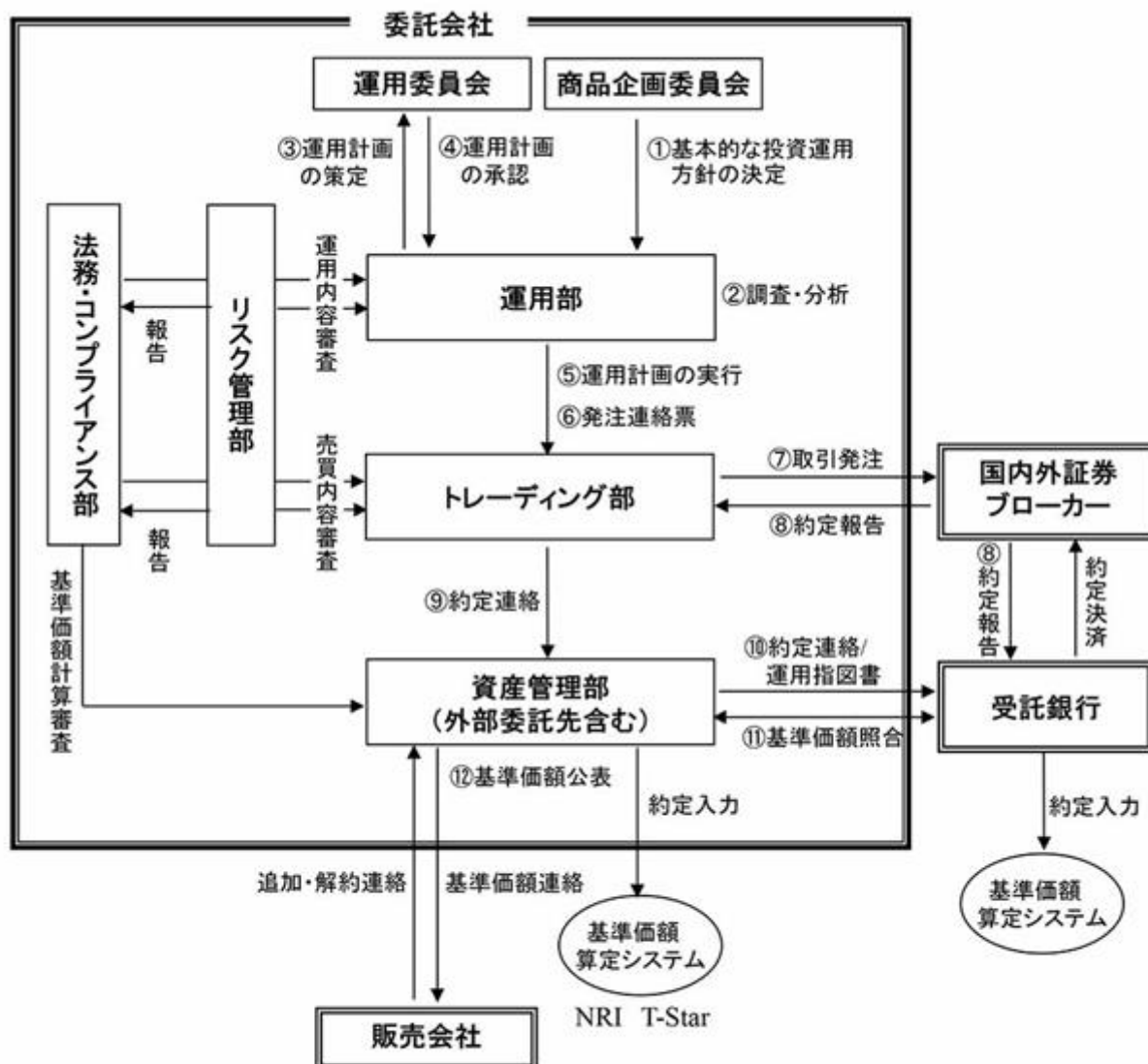
a. 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年6月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	181,606
単位型株式投資信託	10	25,147
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	1	4,328
合計	67	211,082

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
(資産の部)	千円	千円	千円	千円
I 流 動 資 産				
1 現金・預金		152,253		296,638
2 前払費用		27,834		33,317
3 未収委託者報酬		158,788		174,129
4 未収運用受託報酬		6,409		5,793
5 未収還付法人税等		206		284
6 未収還付消費税等		2,147		5,986
7 その他		7,408		5,551
流 動 資 産 合 計		355,047		521,700
II 固 定 資 産				
1 有形固定資産		65,306		57,295
(1) 建物 *1	47,953		44,069	
(2) 器具備品 *1	17,352		13,225	
2 無形固定資産		7,507		4,578
(1) ソフトウェア	7,507		4,578	
3 投資その他の資産		81,599		136,927
(1) 投資有価証券	34,571		89,583	
(2) 出資金	173		173	
(3) 長期差入保証金	46,855		46,855	
(4) その他	-		315	
固 定 資 産 合 計		154,413		198,801
資 産 合 計		509,461		720,502
(負債の部)				
I 流 動 負 債				
1 預り金		9,632		8,932
2 未払金		82,466		88,828
(1) 未払手数料	60,368		64,672	
(2) その他未払金	22,097		24,156	
3 関係会社未払金		450		4,477
4 関係会社短期借入金 *2		140,000		-
5 未払費用		54,842		36,335
6 未払法人税等		2,290		2,290
7 賞与引当金		22,356		29,830
8 前受金		32,119		10,664
9 損害賠償引当金		-		11,526
流 動 負 債 合 計		344,157		192,886
II 固 定 負 債				
1 繰延税金負債		8,462		8,611
2 資産除去債務		23,695		23,719
3 その他		1,370		357
固 定 負 債 合 計		33,528		32,688
負 債 合 計		377,685		225,574
(純資産の部)				
I 株 主 資 本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	253,212		648,213	
(2) その他資本剰余金	57,136		462,136	
資本剰余金合計		310,348		1,110,349
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△276,385		△714,552	
利益剰余金合計		△276,385		△714,552
株 主 資 本 合 計		128,962		490,796
II 評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金	2,813		4,131	

評価・換算差額等合計		2,813		4,131
純 資 産 合 計		131,775		494,928
負 債 ・ 純 資 産 合 計		509,461		720,502

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
I 営業収益				
1 委託者報酬		892,538		787,743
2 運用受託報酬		43,209		33,180
3 投資助言報酬		39,391		35,651
4 その他営業収益		2,005		2,005
営業収益計		977,144		858,581
II 営業費用				
1 支払手数料		244,395		240,844
2 広告宣伝費		31,311		25,716
3 調査費		306,089		238,758
(1) 調査費	46,369		54,056	
(2) 委託調査費	259,720		184,701	
4 委託計算費		91,199		91,236
5 振替投信費		4,332		3,930
6 営業雑経費		17,861		15,353
(1) 通信費	8,330		8,481	
(2) 印刷費	2,630		2,295	
(3) 諸会費	2,459		2,434	
(4) その他	4,440		2,143	
営業費用計		695,190		615,840
III 一般管理費				
1 給与		385,202		427,335
(1) 役員報酬	38,286		36,772	
(2) 給与・手当	303,230		313,299	
(3) 賞与引当金繰入額	22,356		29,830	
(4) 賞与	2,005		7,797	
(5) その他報酬給料	19,323		39,635	
2 事務委託費		36,753		81,523
3 交際費		361		516
4 旅費交通費		1,487		4,662
5 租税公課		2,003		4,550
6 不動産賃借料		44,550		44,822
7 退職給付費用		5,528		5,831
8 福利厚生費		47,666		58,454
9 固定資産減価償却費		16,793		13,714
10 諸経費		22,782		23,907
一般管理費計		563,128		665,319
営業損失（△）		△281,173		△422,578
IV 営業外収益				
1 受取配当金		118		120
2 投資有価証券償還益		725		1,034
3 投資有価証券評価益		103		96
4 雑収入		1,706		364
営業外収益計		2,654		1,616
V 営業外費用				
1 為替差損		32		15
2 事務過誤損失		-		1,927
3 支払利息		615		1,993
4 損害賠償引当金繰入額		-		11,526
営業外費用計		647		15,461
経常損失（△）		△279,166		△436,424
VI 特別損失				
1 固定資産除却損 *1		-		0
特別損失計		-		0
税引前当期純損失（△）		△279,166		△436,424

VII 法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	2,290		2,290	
2 法人税等調整額	△542		△547	
法人税等合計		1,747		1,742
当期純損失（△）		△280,914		△438,166

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528
当期変動額						
当期純損失					△280,914	△280,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△280,914	△280,914
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	△276,385	△276,385

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	409,876	2,281	2,281	412,157
当期変動額				
当期純損失	△280,914			△280,914
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		532	532	532
当期変動額合計	△280,914	532	532	△280,381
当期末残高	128,962	2,813	2,813	131,775

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	△276,385	△276,385
当期変動額						
新株の発行	405,000	395,001		395,001		
減資	△405,000		405,000	405,000		
当期純損失（△）					△438,166	△438,166
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	395,001	405,000	800,001	△438,166	△438,166
当期末残高	95,000	648,213	462,136	1,110,349	△714,552	△714,552

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	128,962	2,813	2,813	131,775
当期変動額				
新株の発行	800,001			800,001
減資	-			-
当期純損失（△）	△438,166			△438,166
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		1,317	1,317	1,317
当期変動額合計	361,834	1,317	1,317	363,152
当期末残高	490,796	4,131	4,131	494,928

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 損害賠償引当金 将来において発生する可能性がある損害賠償に備えるため、損失の見込額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）**固定資産に係る評価****（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額**

建物	44,069千円
器具備品	13,225千円
ソフトウェア	4,578千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、アセット・マネジメント事業の単一事業を営んでおり、当社の取締役会で承認した事業計画に基づき固定資産の減損の兆候の有無を判断した結果、当事業年度において減損の兆候が認められておりますが、事業計画に基づき見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。事業計画は、今後の当社の事業構想をベースとする将来の運用資産の伸びに対し、一定の仮定を置いて策定しております。事業計画に含まれる仮定には一定の不確実性が残るため、計画進捗において大幅な遅れが発生する等、資産グループの収益性の低下が確認された場合には、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2026年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)												
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,559千円です。 *2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社及びその他の関係会社であるアストマックス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>極度額</td><td>400,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>140,000千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>260,000千円</td></tr> </table>	極度額	400,000千円	借入実行残高	140,000千円	差引額	260,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,159千円です。 *2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。なお、2023年5月31日をもって極度貸付契約を終了しております。 <table> <tr> <td>極度額</td><td>300,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>-千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>300,000千円</td></tr> </table>	極度額	300,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	300,000千円
極度額	400,000千円												
借入実行残高	140,000千円												
差引額	260,000千円												
極度額	300,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	300,000千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
-	*1固定資産除却損の内訳 器具備品 0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	46,955	-	118,084
合計	71,129	46,955	-	118,084

（注）普通株式の発行済株式総数の増加46,955株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、当社は親会社等からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2022年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	34,538	34,538	-
(2) 長期差入保証金	46,855	44,917	△1,937

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	33
出資金	173

当事業年度（2023年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	89,553	89,553	-
(2) 長期差入保証金	46,855	44,207	△2,647

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	30
出資金	173

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日現在）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

第26項に定める経過措置を適用した貸借対照表における投資信託等の金額は、34,538千円であります。

当事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	89,553	-	89,553
資産計	-	89,553	-	89,553

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	44,917	-	44,917
資産計	-	44,917	-	44,917

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	44,207	-	44,207
資産計	-	44,207	-	44,207

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権の償還予定額、有利子負債の返済予定額

(1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	152,253	-	-
未収委託者報酬	158,788	-	-
未収運用受託報酬	6,409	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	296,638	-	-
未収委託者報酬	174,129	-	-
未収運用受託報酬	5,793	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(2) 有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
関係会社短期借入金	140,000	-	-

当事業年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	29,901	25,500	4,401
小計	29,901	25,500	4,401
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	4,636	4,737	△100
小計	4,636	4,737	△100
合計	34,538	30,237	4,300

(注) 1. 取得原価の内訳
投資信託受益証券

30,237千円

当事業年度（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	82,859	76,237	6,622
小計	82,859	76,237	6,622
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	6,693	7,000	△306
小計	6,693	7,000	△306
合計	89,553	83,237	6,315

(注) 1. 取得原価の内訳
投資信託受益証券

83,237千円

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	9,965	878	153
合計	9,965	878	153

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	9,034	1,279	244
合計	9,034	1,279	244

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）5,528千円、当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）5,831千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
（繰延税金資産）		
賞与引当金	7,733	10,318
未払法定福利費	1,089	1,571
未払退職金	474	123
投資有価証券評価損	263	301
繰越欠損金	174,828	318,604
資産除去債務	8,196	8,204
繰延資産償却費	660	421
損失補填引当金	-	3,986
その他	114	240
繰延税金資産小計	193,361	343,772
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△174,828	△318,604
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,532	△25,167
評価性引当額 小計（注1）	△193,361	△343,772
繰延税金資産合計	-	-
（繰延税金負債）		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,951	△6,406
その他有価証券評価差額金	△1,487	△2,184
その他	△23	△20
繰延税金負債合計	△8,462	△8,611
繰延税金資産（△負債）の純額	△8,462	△8,611

（注1）評価性引当額が150,411増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加143,775千円に伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	-	-	-	-	-	174,828	174,828
評価性引当額	-	-	-	-	-	△174,828	△174,828
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	-	-	-	-	-	318,604	318,604
評価性引当額	-	-	-	-	-	△318,604	△318,604
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
(調整)		
住民税均等割額	△0.82 %	△0.52 %
評価性引当額の増減額	△34.40 %	△34.46 %
その他	0.00 %	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.63 %	△0.40 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
期首残高	23,672千円	23,695千円
時の経過による調整額	23千円	23千円
期末残高	23,695千円	23,719千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
投資信託委託業務	892,538千円	787,743千円
投資運用業務	43,209千円	33,180千円
投資助言業務	39,391千円	35,651千円
その他	2,005千円	2,005千円
顧客との契約から生じる収益	977,144千円	858,581千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
前受金（期首残高）	134千円	32,119千円
前受金（期末残高）	32,119千円	10,664千円

契約負債は、主に、投資顧問契約及び私募の取扱契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、32,119千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
968,601	3,209	5,334	977,144

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zホールディングス株式会社	東京都千代田区	237,980	情報提供サービス業等	(被所有) 間接 50.1	極度貸付契約の締結	資金の借入 資金の返済 支払利息(注2)	80,000 10,000 307	関係会社短期借入金 未払利息	70,000 -
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	総合エネルギー事業	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、業務委託 極度貸付契約の締結	業務委託料(注1) 資金の借入 資金の返済 支払利息(注2)	4,110 80,000 10,000 307	- 関係会社短期借入金 未払利息	- 70,000 -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注2) 借入金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zホールディングス株式会社	東京都千代田区	247,094	情報提供サービス業等	(被所有) 間接 50.1	極度貸付契約の締結	資金の借入 資金の返済 支払利息(注3)	240,000 170,000 1,631	関係会社短期借入金 未払利息	- -
その他の関係会社	アストマックス株式会社(注1)	東京都品川区	2,013	総合エネルギー事業	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、業務委託 極度貸付契約の締結	業務委託料(注2) 資金の借入 資金の返済 支払利息(注3)	1,276 70,000 140,000 361	- 関係会社短期借入金 未払利息	- -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) アストマックス株式会社は、当社株式を2022年8月1日に売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、議決権の所有(被所有)割合及び期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の数値及び金額を記載しております。
- (注2) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
- (注3) 借入金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	56,678	未払費用	18,308
その他の関係会社の子会社	アストマックス・ファン ド・マネジメン ト株式会社	東京都品 川区	0.2	アセットマ ネジメント 事業	-	投資顧問契約、 私募の取扱契約 の締結	投資顧問料 私募取扱手 数料 (注2)	34,057 2,005	前受金	32,119

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
- (注2) 投資顧問料及び私募取扱手数料については、投資顧問契約及び私募の取扱契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management (注1)	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注2)	32,205	未払費用	-
その他の関係会社の子会社	アストマックス・ファン ド・マネジメン ト株式会社 (注3)	東京都品 川区	0.2	アセットマ ネジメント 事業	-	投資顧問契約、 私募の取扱契約 の締結	投資顧問料 私募取扱手 数料 (注4)	12,283 670	前受金	17,870

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社は、2023年2月1日付で株式会社Magne-Max Capital Managementより同社が当社を顧客として営む投資助言事業全ての譲渡を受けました。そのため、取引金額は取引のあった期間（2022年4月から2023年2月）の取引金額を、期末残高は譲渡実行月の残高（2023年2月）を記載しております。
- (注2) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
- (注3) アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社の親会社であるアストマックス株式会社が当社株式を2022年8月1日に売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、議決権の所有(被所有)割合及び期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の数値及び金額を記載しております。
- (注4) 投資顧問料及び私募取扱手数料については、投資顧問契約及び私募の取扱契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社(東京証券取引所に上場)

Aホールディングス株式会社(非上場)

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

Zフィナンシャル株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,852円63銭	4,191円32銭
1株当たり当期純損失金額 (△)	△3,949円36銭	△4,257円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	—
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
純資産の部の合計額	131,775千円	494,928千円
普通株式に係る期末の純資産額	131,775千円	494,928千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	118,084株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	118,084株

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失金額 (△)	△280,914千円	△438,166千円
普通株式に係る当期純損失金額 (△)	△280,914千円	△438,166千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	102,917株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、2023年1月24日開催の取締役会並びに2023年2月3日の臨時株主総会決議に基づき、2023年3月20日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

① 資本金の額

2023年3月末日現在、247,369百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は2023年3月末日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社福岡銀行	82,329	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	
株式会社十八親和銀行	36,878	
株式会社伊予銀行	20,948	
株式会社大垣共立銀行	46,773	
株式会社北洋銀行	121,101	
株式会社静岡銀行	90,845	
株式会社千葉興業銀行	62,120	
株式会社群馬銀行	48,652	
株式会社京都銀行	42,103	
株式会社七十七銀行	24,658	
株式会社SBI新生銀行	512,204	
PayPay銀行株式会社	72,216	
F F G証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000	
株式会社S B I証券	48,323	
外貨ex byGMO株式会社 [※]	490	
七十七証券株式会社	3,000	
北洋証券株式会社 [※]	3,000	
O K B証券株式会社	1,500	
auカブコム証券株式会社	7,196	

松井証券株式会社	11,945
楽天証券株式会社	19,495
マネックス証券株式会社	12,200

※外貨ex byGMO株式会社および北洋証券株式会社は、募集等の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行いません。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2023年2月3日 有価証券報告書

2023年2月3日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

百

瀬

和

政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和5年7月24日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 百瀬和政

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投信バランスライトの令和4年11月11日から令和5年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPay投信バランスライトの令和5年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。